

(書式 1 - 3 - 3 - 1)

一般的な付言

遺言書

遺言者〇〇〇〇は、次のとおり遺言する。

第1条 遺言者は、遺言者が相続開始時に有するすべての財産を、遺言者の妻〇〇〇〇（昭和〇〇年〇〇月〇〇日生）に相続させる。

第2条 遺言者は、この遺言の執行者として、前記の〇〇〇〇を指定する。

【付言事項】

今回、私の遺産相続で、家族みんなが揉めることがないように、今回こうして遺言書を作成しました。

私の遺産は、やはり私を長年支えてくれた、妻〇〇〇〇に渡したいと考えています。これまで、本当にありがとう。

長男〇〇〇〇、長女〇〇〇〇、君たちは私の宝です。これからも、兄妹仲良く、お母さんを支えて行ってください。

みんなが元気で仲良く過ごすことを、願っています。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

遺言者 〇 〇 〇 〇 印

解説

遺言には、法定の記載事項以外の内容を記載することができ、これを付言事項という。付言事項には法的な拘束力はないが、遺言者の気持ちを表すことにより、家族への感謝を伝えたり、不要な争いを防いだりするなど、様々な目的で記載されるものである。



* 遺言書の詳細は、<https://ac-souzoku.jp/inheritance/will/> をご覧下さい。

弁護士法人朝日中央綜合法律事務所